トマト加工品名称	原材料名
次に定めるところにより表示する。 一　トマトジュースにあっては「トマトジュース」と、トマトミックスジュースにあっては「トマトミックスジュース」と、トマトケチャップにあっては「トマトケチャップ」と、トマトソースにあっては「トマトソース」と、チリソースにあっては「チリソース」と、トマト果汁飲料にあっては「トマト果汁飲料」と、トマトピューレーにあっては「トマトピューレー」と、トマトペーストにあっては「トマトペースト」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。 二　固形トマトのうち、充てん液を加えていないものにあっては「トマト・ドライ・パック」と、充てん液としてトマトジュース、トマトピューレー、トマトペースト又は水を加えたものにあっては、それぞれ「トマト・ジュースづけ」、「トマト・ピューレーづけ」、「トマト・ペーストづけ」又は「トマト・水煮」と、セルリー等の野菜類が入ったもの又は皮付きのものにあっては名称の次に括弧を付してそれぞれ「野菜入り」又は「皮付き」と表示する。	使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 一　「えんどう」、「アスパラガス」、「みかん」、「白もも」、「洋なし」、「あんず」、「ぶどう」、「豆腐」、「こんにゃく」、「みかん果汁」、「シナモン」、「食塩」、「しょうゆ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、うんしゅうみかんにあっては「うんしゅうみかん」と、シナモン等の香辛料にあっては「香辛料」と表示することができる。 二　使用した農産物が二種類以上の場合にあっては、一の本文の規定にかかわらず「農産物」、「野菜」又は「果実」の文字の次に、括弧を付して、使用した農産物、野菜又は果実の名称を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 三　使用した果汁が二種類以上の場合にあっては、一の本文の規定にかかわらず「果汁」の文字の次に、括弧を付して、「みかん」、「ぶどう」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 四　果実の搾汁を濃縮したものを搾汁の状態に戻した果汁にあっては、一の本文の規定にかかわらず、果汁又は果実の名称の文字の次に、括弧を付して「濃縮還元」と表示する。 五　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合高果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 六　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、五の規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖」、「ぶどう糖」等とその割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及びぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖及び異性化液糖」又は「砂糖混合高果糖液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 七　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。

原材料名
次に定めるところにより表示する。 一　トマトジュース、トマトケチャップ、トマトソース、チリソース、トマトピューレー及びトマトペーストについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　トマト、トマトの搾汁及び濃縮トマトは、「トマト」と表示する。 ロ　食酢にあっては、「醸造酢」及び「合成酢」の区分により表示する。 ハ　ロの規定にかかわらず、醸造酢にあっては、「醸造酢」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、「米酢」、「りんご酢」等とその最も一般的な名称をもって表示することができる。この場合において、表示する醸造酢が一種類であるときは、「醸造酢」の文字及び括弧を省略することができる。 ニ　砂糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ホ　使用した砂糖類が二種類以上の場合は、ニの規定にかかわらず「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、当該砂糖類の名称を「砂糖」、「ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・高果糖液糖」を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と、「砂糖及び砂糖混合高果糖ぶどう糖液糖」又は「砂糖・異性化液糖」と表示することができる。 ヘ　イからホまでに規定するもの以外のものにあっては、「食塩」、「レモン果汁」、「香辛料」、「たまねぎ」、「ピーマン」等とその最も一般的な名称をもって表示する。 二　トマトミックスジュースについては、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 イ　トマトジュースにあっては、「トマトジュース」と表示する。ただし、濃縮トマトを希釈して製造したトマトジュースにあっては、「トマトジュース（濃縮トマト還元）」と表示する。 ロ　野菜類を搾汁したもの又はこれを濃縮したものにあっては、「野菜ジュース」の文字の次に、括弧を付して、原材料に占める重量の割合の高いものから順に「セルリー」、「セルリー（濃縮還元）」、「にんじん」、「パセリ（粉末還元）」等と表示する。 ハ　トマトジュース並びに野菜類を搾汁したもの及びこれを濃縮したもの以外のものにあっては、一のロからヘまでの規定に従い表示する。